

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和元年五月二十四日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和元年五月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 争議行為を行う労働組合

別表に掲げる労働組合

二 事件

夏季一時金についての要求等の件

三 日時

令和元年六月四日午前零時から本問題が解決に至るまでの期間

四 場所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する職場

五 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員によるストライキ又は怠業、その他全ての行為。

別表

労働組合名	東松山病院労働組合
執行委員長名	和田 一己
組合員が従事する職場	東松山病院
所在地	埼玉県東松山市大字大谷四千百六十一二